

(参考資料1)

原子力災害対策特別措置法に基づく食品に関する出荷制限等
(平成24年9月12日 現在)

Table with columns: 産地 (Origin), 出荷制限 (Shipping Restrictions), 摂取制限 (Intake Restrictions). Rows include 福島県 (Fukushima Prefecture) products like 原乳 (Raw Milk) and 野菜類 (Vegetables), and 穀類 (Grains) like 米 (Rice). It also lists 水産物 (Aquatic Products) and 肉 (Meat) with specific regional restrictions.

※1 田村市(東京電力株式会社福島第一原子力発電所から半径20キロメートル圏内の区域に限る。)、南相馬市(東京電力株式会社福島第一原子力発電所から半径20キロメートル圏内の区域並びに原町区高倉宇助常、原町区高倉宇吹屋...
※2 田村市(東京電力株式会社福島第一原子力発電所から半径20キロメートル圏内の区域に限る。)、南相馬市(東京電力株式会社福島第一原子力発電所から半径20キロメートル圏内の区域並びに原町区高倉宇助常、原町区高倉宇吹屋...
※3 福島県広野町、楡葉町(福島第一原子力発電所から半径20キロメートル圏内の区域を除く。)、川内村(福島第一原子力発電所から半径20キロメートル圏内の区域を除く。)、田村市(都路町、船引町横道、船引町中山宇下塚及び宇下馬...
※4 アイヌメ、アカガレイ、アカシタビラメ、イカゴ(稚魚を除く。)、シガラレイ、ウスメバル、ウミナガコ、エソイノアテナメ、カツネメバル、クロウシシタ、クロソイ、クロダイ、ケムシカジカ、コモンカスベ、サクラマス、サブロウ、ショウサイワフ、シロメバル、スケトウダラ、スズキ、ナガツカ、ニベ、ヌマガレイ、ハビ(ガレイ)、ヒガコウ、ホシガレイ、ホシザメ、マアコ、マガレイ、マコチ、マダラ、マツカフ、ホシホウ、メダカ、ムラソイ、メイタガレイ、ヒノシガイ、キタムラサキウニ...
※5 当該県において飼養されている牛について、県外への移動(12月齢未満の牛のものを除く。))及びと畜場への出荷を差し控えるよう要請
※6 福島市、二本松市、伊達市、本宮市、相馬市、南相馬市、桑折町、国見町、川俣町、広野町、楡葉町、富岡町、大熊町、双葉町、浪江町、新地町、大玉村、川内村、葛尾村、飯館村

原子力災害対策特別措置法に基づく食品に関する出荷制限等
(平成24年9月12日 現在)

| 青森県 | | 出荷制限 |
|-----------------|--|---|
| 水産物 | マダラ | 青森県東通村尻屋崎灯台と北海道函館市恵山岬灯台とを結ぶ線、同線の中心点の正東の線、北海道えりも町襟裳岬灯台の正東の線、最大高潮時海岸線上青森岩手両県界の正東の線及び青森県最大高潮時海岸線で囲まれた海域 |
| 岩手県 | | 出荷制限 |
| 野菜類 | 原本シイタケ(露地栽培) | 盛岡市、大船渡市、花巻市、北上市、遠野市、一関市、陸前高田市、釜石市、奥州市、金ヶ崎町、平泉町、住田町、大槌町、山田町 |
| | タケノコ | 一関市、奥州市 |
| | こしあぶら | 盛岡市、花巻市、釜石市、奥州市、住田町 |
| | ぜんまい | 一関市、奥州市、住田町 |
| | せり(野生のものに限る。) | 一関市、奥州市 |
| | わらび(野生のものに限る。) | 陸前高田市、奥州市 |
| 水産物 | マダラ | 最大高潮時海岸線上岩手宮城両県界の正東の線、我が国排他的経済水域の外縁線、最大高潮時海岸線上宮城県福島両県界の正東の線及び宮城県最大高潮時海岸線で囲まれた海域 |
| | イワナ(養殖を除く。) | 磐井川(支流を含む。)及び砂鉄川(支流を含む。) |
| 肉 | ウグイ | 気仙川(支流を含む。)、岩手県内の大川(支流を含む。)及び同県内の北上川のうち四十四田ダムの下流(支流を含む。)、ただし、石硯根ダムの上流、石瀧ダムの上流、入畑ダムの上流、御所ダムの上流、外山ダムの上流、田瀬ダムの上流、鶴取ダムの上流、豊沢ダムの上流及び早池峰ダムの上流を除く。) |
| | 牛の肉* | 全域。ただし、県の定める出荷・検査方針に基づき管理される牛を除く。 |
| | シカ肉 | 全域 |
| クマ肉 | 全域 | |
| 宮城県 | | 出荷制限 |
| 野菜類 | 原本シイタケ(露地栽培) | 仙台市、石巻市、気仙沼市、白石市、名取市、角田市、登米市、栗原市、東松島市、大崎市、蔵王町、七ヶ宿町、村田町、川崎町、丸森町、大和町、富谷町、大衡村、色麻町、加美町、南三陸町 |
| | タケノコ | 白石市、栗原市、丸森町 |
| | くさそてつ(こごみ) | 気仙沼市、栗原市、大崎市、加美町 |
| | こしあぶら | 気仙沼市、登米市、栗原市、大崎市、七ヶ宿町、南三陸町 |
| | ぜんまい | 気仙沼市、大崎市、丸森町 |
| | クロダイ | |
| 水産物 | スズキ | 宮城県石巻市金華山頂上から正東の線、我が国排他的経済水域の外縁線、最大高潮時海岸線上宮城県福島両県界の正東の線、宮城県最大高潮時海岸線及び宮城県石巻市金華山頂上から正西に引いた同市牡鹿半島最大高潮時海岸線に至るまで囲まれた海域 |
| | ヒガソクグ | |
| | ヒラメ | 最大高潮時海岸線上岩手宮城両県界の正東の線、我が国排他的経済水域の外縁線、最大高潮時海岸線上宮城県福島両県界の正東の線及び宮城県最大高潮時海岸線で囲まれた海域 |
| | マダラ | |
| | イワナ(養殖を除く。) | 一追川のうち花山ダムの上流(支流を含む。)、江合川のうち鳴子ダムの上流(支流を含む。)、大倉川のうち大倉ダムの上流(支流を含む。)、碓石川のうち釜釜ダムの上流(支流を含む。)、三追川のうち栗駒ダムの上流(支流を含む。)、名取川のうち秋保大滝の上流(支流を含む。)、二追川のうち荒砥沢ダムの上流(支流を含む。)及び松川(支流を含む。)、ただし、濁川及びその支流並びに澄川4号堰堤の上流を除く。) |
| | ヤマメ(養殖を除く。) | 宮城県内の阿武隈川(支流を含む。)、ただし、七ヶ宿ダムの上流を除く。) |
| | ウグイ | 宮城県内の阿武隈川(支流を含む。)、ただし、七ヶ宿ダムの上流を除く。)、同県内の大川(支流を含む。)及び同県内の北上川(支流を含む。) |
| | 牛の肉* | 全域。ただし、県の定める出荷・検査方針に基づき管理される牛を除く。 |
| | イノシシ肉 | 全域 |
| | クマ肉 | 全域 |
| 山形県 | | 出荷制限 |
| 肉 | クマ肉 | 全域 |
| 茨城県 | | 出荷制限 |
| 野菜類 | 原本シイタケ(露地栽培) | 土浦市、ひたちなか市、守谷市、常陸大宮市、那珂市、行方市、鉾田市、つくばみらい市、小美玉市、茨城町、阿見町 |
| | 原本シイタケ(施設栽培) | 土浦市、鉾田市、茨城町 |
| | タケノコ | 石岡市、龍ヶ崎市、北茨城市、取手市、ひたちなか市、潮来市、守谷市、鉾田市、つくばみらい市、小美玉市、茨城町、大洗町、利根町、東海村 |
| | こしあぶら(野生のものに限る。) | 日立市、常陸太田市、常陸大宮市 |
| 水産物 | イシガレイ | |
| | コモンカスベ | |
| | シロメノル | 最大高潮時海岸線上福島茨城両県界の正東の線、我が国排他的経済水域の外縁線、最大高潮時海岸線上茨城千葉県両県界の正東の線及び茨城県最大高潮時海岸線で囲まれた海域 |
| | スズキ | |
| | ニベ | |
| | ヒラメ | 最大高潮時海岸線上福島茨城両県界の正東の線、我が国排他的経済水域の外縁線、北緯36度38分の線及び茨城県最大高潮時海岸線で囲まれた海域 |
| | アメリカナマス(養殖を除く。) | 霞ヶ浦、北浦及び外浪逆浦並びにこれらの湖沼に流入する河川並びに常陸利根川 |
| ギンブナ(養殖を除く。) | 霞ヶ浦、北浦及び外浪逆浦並びにこれらの湖沼に流入する河川、常陸利根川並びに茨城県内の那珂川(支流を含む。) | |
| ウナギ | 霞ヶ浦、北浦及び外浪逆浦並びにこれらの湖沼に流入する河川、常陸利根川並びに茨城県内の那珂川(支流を含む。) | |
| 肉 | イノシシ肉 | 全域。ただし、県の定める出荷・検査方針に基づき管理されるイノシシ肉を除く。 |
| その他 | 茶 | 土浦市、結城市、龍ヶ崎市、下妻市、北茨城市、笠間市、取手市、牛久市、つくば市、ひたちなか市、鹿嶋市、潮来市、守谷市、筑西市、稲敷市、かすみがうら市、桜川市、神栖市、行方市、つくばみらい市、小美玉市、茨城町、大洗町、阿見町、河内町、五霞町、利根町、東海村、美浦村 |
| 栃木県 | | 出荷制限 |
| 野菜類 | 原本シイタケ(露地栽培) | 宇都宮市、足利市、栃木市、鹿沼市、日光市、真岡市、大田原市、矢板市、那須塩原市、さくら市、那須烏山市、上三川町、益子町、茂木町、市貝町、芳賀町、壬生町、塩谷町、高根沢町、那須町、那珂川町 |
| | 原本シイタケ(施設栽培) | 鹿沼市、大田原市、矢板市、那須塩原市、さくら市、芳賀町、壬生町及び那須町 |
| | 原本クワタケ(露地栽培) | 足利市、佐野市、鹿沼市、真岡市、大田原市、矢板市、那須塩原市、さくら市、那須烏山市、上三川町、茂木町、市貝町、芳賀町、高根沢町 |
| | 原本ナメコ(露地栽培) | 日光市、那須塩原市 |
| | キノコ類(野生のものに限る。) | 鹿沼市、日光市、真岡市、大田原市、矢板市、那須塩原市、益子町、那須町、那珂川町 |
| | タケノコ | 日光市、大田原市、矢板市、那須塩原市、那須町 |
| | くさそてつ(こごみ)(野生のものに限る。) | 大田原市、那須塩原市、那須町 |
| | こしあぶら(野生のものに限る。) | 宇都宮市、鹿沼市、日光市、大田原市、矢板市、那須塩原市、さくら市、那須烏山市、茂木町、塩谷町、那須町 |
| | さんしょう(野生のものに限る。) | 宇都宮市、日光市、大田原市、那須塩原市 |
| | ぜんまい(野生のものに限る。) | 日光市、那須町 |
| たらのめ(野生のものに限る。) | 大田原市、矢板市、市貝町、那須町 | |
| わらび(野生のものに限る。) | 鹿沼市、大田原市 | |
| 水産物 | ウグイ(養殖を除く。) | 大芦川(支流を含む。)、武茂川(支流を含む。)及び栃木県内の那珂川のうち武茂川との合流点の上流(支流を含む。)、ただし、塩原ダムの上流及びその支流を除く。) |
| | イワナ(養殖を除く。) | 栃木県内の渡良瀬川のうち日光市足尾町内の区間(支流を含む。) |
| | ヤマメ(養殖を除く。) | 栃木県内の渡良瀬川のうち日光市足尾町内の区間(支流を含む。)、ただし、庚申川との合流点から下流の部分に限る。)及び永野川(支流を含む。) |
| 肉 | 牛の肉* | 全域。ただし、県の定める出荷・検査方針に基づき管理される牛を除く。 |
| | イノシシ肉 | 全域。ただし、県の定める出荷・検査方針に基づき管理されるイノシシ肉を除く。 |
| | シカ肉 | 全域 |
| その他 | 茶 | 鹿沼市、大田原市 |
| 群馬県 | | 出荷制限 |
| 水産物 | イワナ(養殖を除く。) | 吾妻川のうち岩島橋から東京電力株式会社佐久発電所吾妻川取水施設までの区間(支流を含む。)、薄根川(支流を含む。)及び烏川の川田橋の上流(支流を含む。) |
| | ヤマメ(養殖を除く。) | 吾妻川のうち岩島橋から東京電力株式会社佐久発電所吾妻川取水施設までの区間(支流を含む。)、薄根川(支流を含む。)、小中川(支流を含む。)及び桃ノ木川(支流を含む。) |
| 肉 | クマ肉 | 全域 |
| その他 | 茶 | 渋川市 |
| 千葉県 | | 出荷制限 |
| 野菜類 | 原本シイタケ(露地栽培) | 千葉市、佐倉市、流山市、八千代市、我孫子市、君津市、印西市、白井市、山武市 |
| | 原本シイタケ(施設栽培) | 山武市 |
| | タケノコ | 木更津市、柏市、市原市、船橋市、八千代市、我孫子市、白井市、栄町、芝山町 |
| 水産物 | ギンブナ | 手賀沼及び手賀沼に流入する河川(支流を含む。)並びに手賀川(支流を含む。) |
| その他 | 茶 | 成田市 |
| 神奈川県 | | 出荷制限 |
| その他 | 茶 | 湯河原町 |

* 当該県において飼養されている牛について、県外への移動(12月齢未満の牛のものを除く。)及び畜場への出荷を差し控えるよう要請

原子力災害対策特別措置法に基づく食品に関する出荷制限の指示の実績(福島県):平成24年9月12日現在

| 福島県 | | 出荷制限 | |
|--|---|--|--|
| 原乳 | H23.3.21～: 下記の地域以外 | | |
| | H23.3.21～4.9解除 喜多方市、磐梯町、猪苗代町、三島町、会津美里町、下郷町、南会津町 | | |
| | H23.3.21～4.16解除 福島市、二本松市、伊達市、本宮市、国見町、大玉村、郡山市、須賀川市、田村市(旧郡路村の区域を除く)、三春町、小野町、鏡石町、石川町、浅川町、平田村、古殿町、白河市、矢吹町、泉崎村、中島村、西郷村、殿川村、楢町、矢祭町、いわき市 | | |
| | H23.3.21～4.21解除 相馬市、新地町 | | |
| | H23.3.21～5.1解除 南相馬市(鹿島区のうち、烏崎、大内、川子及び塩崎を除く区域に限る。)、川俣町(山木屋の区域を除く。) | | |
| | H23.3.21～6.8解除 田村市(福島第一原子力発電所から半径20キロメートル圏内の区域を除く。)、南相馬市(福島第一原子力発電所から半径20キロメートル圏内の区域並びに原町区高倉字助常、原町区高倉字吹屋峠、原町区高倉字七曲、原町区高倉字森、原町区高倉字松木森、原町区馬場字横川、原町区馬場字業師岳、原町区片倉字津及び原町区大原字和田城の区域を除く。)、川内村(福島第一原子力発電所から半径20キロメートル圏内の区域を除く。) | | |
| | H23.3.21～10.7解除 会津若松市、桑折町、天栄村、楢枝岐村、只見町、北塩原村、西会津町、湯川村、柳津町、三島町、金山町、昭和村、棚倉町、楢葉町(東京電力福島第一原子力発電所から半径20キロメートル圏内の区域を除く。) | | |
| | H23.3.21～5.4解除 白河市、いわき市、矢吹町、棚倉町、矢祭町、楢町、西郷村、泉崎村、中島村、殿川村 | | |
| | H23.3.21～5.11解除 会津若松市、喜多方市、西会津町、磐梯町、猪苗代町、会津坂下町、柳津町、三島町、金山町、会津美里町、下郷町、只見町、南会津町、北塩原村、湯川村、昭和村、楢枝岐村 | | |
| | H23.3.21～5.25解除 新地町、相馬市、南相馬市(東京電力株式会社福島第一原子力発電所から半径20キロメートル圏内の区域並びに原町区高倉字助常、原町区高倉字吹屋峠、原町区高倉字七曲、原町区高倉字森、原町区高倉字松木森、原町区馬場字横川、原町区馬場字業師岳、原町区片倉字津及び原町区大原字和田城の区域を除く。) | | |
| 非結核性菌類(ホウレンソウ、コマツナ等) | H23.3.21～6.1解除 郡山市、須賀川市、田村市(東京電力株式会社福島第一原子力発電所から半径20キロメートル圏内の区域を除く。)、鏡石町、石川町、浅川町、古殿町、三春町、小野町、天栄村、玉川村、平田村 | | |
| | H23.3.21～6.23解除 福島市、二本松市、伊達市、本宮市、桑折町、国見町、川俣町(山木屋の区域を除く。)、大玉村 | | |
| | H23.3.21～11.4解除 広野町、川内村(東京電力株式会社福島第一原子力発電所から半径20キロメートル圏内の区域を除く。) | | |
| | H23.3.23～: 下記の地域以外 | | |
| | H23.3.23～5.4解除 白河市、いわき市、矢吹町、棚倉町、矢祭町、楢町、西郷村、泉崎村、中島村、殿川村 | | |
| | H23.3.23～5.11解除 会津若松市、喜多方市、西会津町、磐梯町、猪苗代町、会津坂下町、柳津町、三島町、金山町、会津美里町、下郷町、只見町、南会津町、北塩原村、湯川村、昭和村、楢枝岐村 | | |
| | H23.3.23～5.25解除 新地町、相馬市、南相馬市(東京電力株式会社福島第一原子力発電所から半径20キロメートル圏内の区域並びに原町区高倉字助常、原町区高倉字吹屋峠、原町区高倉字七曲、原町区高倉字森、原町区高倉字松木森、原町区馬場字横川、原町区馬場字業師岳、原町区片倉字津及び原町区大原字和田城の区域を除く。) | | |
| | H23.3.23～6.1解除 郡山市、須賀川市、田村市(東京電力株式会社福島第一原子力発電所から半径20キロメートル圏内の区域を除く。)、鏡石町、石川町、浅川町、古殿町、三春町、小野町、天栄村、玉川村、平田村 | | |
| | H23.3.23～6.23解除 福島市、二本松市、伊達市、本宮市、桑折町、国見町、川俣町(山木屋の区域を除く。)、大玉村 | | |
| | H23.3.23～11.4解除 広野町、川内村(東京電力株式会社福島第一原子力発電所から半径20キロメートル圏内の区域を除く。) | | |
| 結核性菌類(キャベツ等) | H23.3.23～: 下記の地域以外 | | |
| | H23.3.23～4.27解除 会津若松市、喜多方市、西会津町、磐梯町、猪苗代町、会津坂下町、柳津町、三島町、金山町、会津美里町、下郷町、只見町、南会津町、北塩原村、湯川村、昭和村、楢枝岐村 | | |
| | H23.3.23～5.4解除 郡山市、須賀川市、田村市(東京電力株式会社福島第一原子力発電所から半径20キロメートル圏内の区域を除く。)、いわき市、鏡石町、石川町、浅川町、古殿町、三春町、小野町、天栄村、玉川村、平田村 | | |
| | H23.3.23～5.11解除 福島市、二本松市、伊達市、本宮市、桑折町、国見町、川俣町(山木屋の区域を除く。)、大玉村、白河市、矢吹町、棚倉町、矢祭町、楢町、西郷村、泉崎村、中島村、殿川村 | | |
| | H23.3.23～5.25解除 新地町、相馬市、南相馬市(東京電力株式会社福島第一原子力発電所から半径20キロメートル圏内の区域並びに原町区高倉字助常、原町区高倉字吹屋峠、原町区高倉字七曲、原町区高倉字森、原町区高倉字松木森、原町区馬場字横川、原町区馬場字業師岳、原町区片倉字津及び原町区大原字和田城の区域を除く。) | | |
| | H23.3.23～10.28解除 広野町、川内村(東京電力株式会社福島第一原子力発電所から半径20キロメートル圏内の区域を除く。) | | |
| | H23.3.23～4.27解除 白河市、矢吹町、棚倉町、矢祭町、楢町、西郷村、泉崎村、中島村、殿川村 | | |
| | H23.3.23～5.4解除 いわき市 | | |
| | H23.3.23～5.11解除 郡山市、須賀川市、田村市(東京電力株式会社福島第一原子力発電所から半径20キロメートル圏内の区域を除く。)、鏡石町、石川町、浅川町、古殿町、三春町、小野町、天栄村、玉川村、平田村 | | |
| | H23.3.23～5.18解除 会津若松市、磐梯町、猪苗代町、喜多方市、北塩原村、西会津町、会津美里町、会津坂下町、湯川村、柳津町、三島町、金山町、昭和村、南会津町、下郷町、楢枝岐村、只見町 | | |
| アブラナ科の花蕾類(ブロッコリー、カリフラワー等) | H23.3.23～6.15解除 新地町、相馬市、南相馬市(東京電力株式会社福島第一原子力発電所から半径20キロメートル圏内の区域並びに原町区高倉字助常、原町区高倉字吹屋峠、原町区高倉字七曲、原町区高倉字森、原町区高倉字松木森、原町区馬場字横川、原町区馬場字業師岳、原町区片倉字津及び原町区大原字和田城の区域を除く。)、福島市、二本松市、伊達市、本宮市、桑折町、国見町、川俣町、川内村(山木屋の区域を除く。) | | |
| | H23.3.23～10.28解除 広野町、川内村(東京電力株式会社福島第一原子力発電所から半径20キロメートル圏内の区域を除く。) | | |
| | H23.3.23～: 下記の地域以外 | | |
| | H23.3.23～5.4解除 福島市、二本松市、伊達市、本宮市、郡山市、須賀川市、田村市(東京電力株式会社福島第一原子力発電所から半径20キロメートル圏内の区域を除く。)、いわき市、桑折町、国見町、川俣町(山木屋の区域を除く。)、鏡石町、石川町、浅川町、古殿町、三春町、小野町、天栄村、玉川村、平田村 | | |
| | H23.3.23～5.18解除 白河市、矢吹町、棚倉町、矢祭町、楢町、西郷村、泉崎村、中島村、殿川村、会津若松市、磐梯町、猪苗代町、喜多方市、北塩原村、西会津町、会津美里町、会津坂下町、湯川村、柳津町、三島町、金山町、昭和村、南会津町、下郷町、楢枝岐村、只見町 | | |
| | H23.3.23～6.23解除 新地町、相馬市、南相馬市(東京電力株式会社福島第一原子力発電所から半径20キロメートル圏内の区域並びに原町区高倉字助常、原町区高倉字吹屋峠、原町区高倉字七曲、原町区高倉字森、原町区高倉字松木森、原町区馬場字横川、原町区馬場字業師岳、原町区片倉字津及び原町区大原字和田城の区域を除く。) | | |
| | H23.3.23～11.4解除 広野町、川内村(東京電力株式会社福島第一原子力発電所から半径20キロメートル圏内の区域を除く。) | | |
| | カブ | H23.3.23～: 下記の地域以外 | |
| | | H23.3.23～5.4解除 福島市、二本松市、伊達市、本宮市、郡山市、須賀川市、田村市(東京電力株式会社福島第一原子力発電所から半径20キロメートル圏内の区域を除く。)、いわき市、桑折町、国見町、川俣町(山木屋の区域を除く。)、鏡石町、石川町、浅川町、古殿町、三春町、小野町、天栄村、玉川村、平田村 | |
| | | H23.3.23～5.18解除 白河市、矢吹町、棚倉町、矢祭町、楢町、西郷村、泉崎村、中島村、殿川村、会津若松市、磐梯町、猪苗代町、喜多方市、北塩原村、西会津町、会津美里町、会津坂下町、湯川村、柳津町、三島町、金山町、昭和村、南会津町、下郷町、楢枝岐村、只見町 | |
| H23.3.23～6.23解除 新地町、相馬市、南相馬市(東京電力株式会社福島第一原子力発電所から半径20キロメートル圏内の区域並びに原町区高倉字助常、原町区高倉字吹屋峠、原町区高倉字七曲、原町区高倉字森、原町区高倉字松木森、原町区馬場字横川、原町区馬場字業師岳、原町区片倉字津及び原町区大原字和田城の区域を除く。) | | | |
| H23.3.23～11.4解除 広野町、川内村(東京電力株式会社福島第一原子力発電所から半径20キロメートル圏内の区域を除く。) | | | |
| 野菜類 | | H23.4.13～: 福島市 | |
| | | H23.4.13～4.25解除 いわき市 | |
| | | H23.4.25～: 本宮市 | |
| | | H23.4.13～5.16解除 田村市(東京電力株式会社福島第一原子力発電所から半径20キロメートル圏内の区域を除く。)、新地町 | |
| | | H23.4.13～5.23解除 川内村(東京電力株式会社福島第一原子力発電所から半径20キロメートル圏内の区域を除く。) | |
| | H23.10.18～: 二本松市 | | |
| | H23.7.19～: 伊達市 | | |
| | H23.7.22～: 新地町 | | |
| | H23.7.19～9.7解除 本宮市 | | |
| | H23.11.14～: 川俣町 | | |
| H23.10.31～: 相馬市、いわき市 | | | |
| H23.8.6～: 棚倉町、古殿町(※重積園に属する野生キノコに限る) | | | |
| H23.9.15～: 福島市、二本松市、伊達市、本宮市、郡山市、須賀川市、田村市、白河市、相馬市、南相馬市、いわき市、桑折町、国見町、川俣町、鏡石町、石川町、浅川町、楢倉町、古殿町、三春町、小野町、矢吹町、矢祭町、楢町、猪苗代町、広野町、楢葉町、富岡町、大熊町、双葉町、浪江町、新地町、大玉村、天栄村、玉川村、平田村、西郷村、泉崎村、中島村、殿川村、川内村、葛尾村、飯館村 | | | |
| H23.10.18～: 喜多方市 | | | |
| H24.8.15～: 昭和村 | | | |
| H23.5.9～: 伊達市、相馬市、三春町 | | | |
| H23.5.13～: 南相馬市、本宮市、桑折町、川俣町、西郷村 | | | |
| H23.5.9～5.23解除 平田村 | | | |
| H23.5.9～6.5解除 田村市 | | | |
| H24.4.9～: いわき市 | | | |
| H23.5.9～6.21解除 天栄村 | | | |
| H23.5.13～6.21解除 国見町 | | | |
| H24.4.16～: 福島市、新地町 | | | |
| H24.4.23～: 広野町 | | | |
| H24.5.2～: 二本松市、大玉村 | | | |
| H24.6.7～: 須賀川市 | | | |
| H24.6.25～: 郡山市 | | | |
| H24.4.16～: 伊達市、川俣町 | | | |
| H23.5.9～: 福島市、桑折町 | | | |
| H24.4.16～: 福島市、伊達市、三春町 | | | |
| H24.5.2～: 川俣町 | | | |
| H24.5.7～: 田村市、古殿町 | | | |
| H24.5.10～: 二本松市、大玉村 | | | |
| H24.5.1～: いわき市、相馬市、伊達市、桑折町 | | | |
| H24.5.2～: 福島市 | | | |
| H24.5.7～: 郡山市、白河市、楢町、新地町 | | | |
| H24.5.10～: 大玉村、西郷村 | | | |
| H24.5.14～: 川俣町 | | | |
| H24.4.9～: 福島市、川俣町、田村市、相馬市、広野町 | | | |
| H24.4.16～: 伊達市、桑折町、国見町 | | | |
| H24.5.2～: 郡山市、二本松市 | | | |
| H24.5.7～: 郡山市、白河市、喜多方市、会津美里町、楢倉町、楢町 | | | |
| H24.5.10～: 伊達市、国見町、矢祭町、楢倉町、下郷町、大玉村、西郷村、殿川村 | | | |
| H24.5.14～: 須賀川市、いわき市、川俣町、石川町、天栄村 | | | |
| H24.5.17～: 桑折町、猪苗代町 | | | |
| H24.5.2～: いわき市、二本松市 | | | |
| H24.5.10～: 相馬市 | | | |
| H24.5.24～: 川俣町 | | | |
| H24.5.10～: いわき市、伊達市 | | | |
| H24.5.17～: 喜多方市、福島市、川俣町 | | | |
| H23.8.2～: 福島市、伊達市、桑折町 | | | |
| H23.8.6～: 南相馬市 | | | |
| H24.8.6～: 国見町 | | | |
| H23.6.6～H24.7.1解除 郡山市 | | | |
| H23.8.29～: 福島市、南相馬市 | | | |
| H23.10.14～: 伊達市、桑折町 | | | |
| H24.1.10～: いわき市 | | | |
| H23.9.20～: 伊達市、南相馬市 | | | |
| H23.12.9～: 相馬市、南相馬市 | | | |

* 〇の箇所は、出荷制限の対象

原子力災害対策特別措置法に基づく食品に関する出荷制限の指示の実績(福島県):平成24年9月12日現在

| 福島県 | | 出荷制限 |
|----------|---|---|
| 穀類 | 米(平成23年度) | H23.11.17～: 福島市(旧小園村の区域に限る。) H23.11.29～: 伊達市(旧小園村及び旧月館町の区域に限る。) H23.12.5～: 福島市(旧福島市の区域に限る。) H23.12.8～: 二本松市(旧沢川村の区域に限る。) H23.12.9～: 伊達市(旧住沢村及び旧富成村の区域に限る。) H23.12.19～: 伊達市(旧舞田町の区域に限る。) H24.1.4～: 伊達市(旧塚本村の区域に限る。) |
| | 米(平成24年度) | H24.4.5～ H24.7.26一部解除 福島県広野町、楢葉町(福島第一原子力発電所から半径20キロメートル圏内の区域を除く。)、川内村(福島第一原子力発電所から半径20キロメートル圏内の区域を除く。)、田村市(郡郷町、船引町横道、船引町中山字小塚及び字下馬沢、常葉町堀田、常葉町山根並びに市内園有林福島森林管理署251林班の一部、252林班、253林班の一部、258林班から270林班まで、283林班から300林班まで及び301林班から303林班までの一部の区域のうち福島第一原子力発電所から半径20キロメートル圏内の区域を除く。)、南相馬市(福島第一原子力発電所から半径20キロメートル圏内の区域、福島第一原子力発電所から半径20キロメートル以上30キロメートル圏内の区域のうち原町区高倉字助常、原町区高倉字七曲、原町区高倉字赤、原町区高倉字始水渡、原町区馬場字五合山、原町区馬場字福師岳、原町区片倉字行渡及び原町区大原字和田城並びに市内園有林福島森林管理署2004林班から2007林班まで、2088林班の一部、2089林班から2091林班まで、2095林班から2099林班まで及び2130林班の区域を除く。)、福島市(旧福島市(渡利、小倉寺及び南内台を除く。)、旧平田村、旧庭塚村、旧野田村、旧余目村、旧下川崎村、旧松川町及び旧金谷川村の区域に限る。)、伊達市(旧月館町(月館町月館(關ノ下、松橋川原、川内及び館ノ腰に限る。))及び月館町舞代田(北、東、西及び新堀ノ内に限る。))に限る。)、旧舞田町(雲山山野川に限る。)、旧住沢村(明夫内田、久保田、田中内、西郡山、曹ノ町、河原田、東原町、西原町及び東田に限る。))及び保原町柱田(扶田、平、宮ノ内、前田、種蒔妻、砂子下及び榎岸に限る。))に限る。)、旧塚本村(栗川町大圃(寺崎、清水、清水沢、松平、久保、棚塚、重ウキ、山ノ口、釜木沢、並石及び上ノ台を除く。))、栗川町新田及び栗川町細谷に限る。)、旧石戸村、旧上保原村、旧金山村、旧小字村及び旧高野村(栗川町八幡に限る。))の区域に限る。)、二本松市(旧沢川村(波川及び米沢に限る。))、旧谷下村、旧小浜町、旧塩沢村、旧木幡村、旧沢沢村、旧石井村、旧新藤村、旧大田村(岩代町)及び旧木幡村(東和町)の区域に限る。)、本宮市(旧白地村、旧和木沢村(白沢村)及び旧本宮町の区域に限る。)、真折町(旧平田村及び旧藤倉村の区域に限る。))及び旧見町(旧大木戸村及び旧小坂村の区域に限る。)) (県の定める出荷・検査方針に基づき管理される米は出荷制限の対象から除く。) |
| 水産物 | イカナゴの稚魚 | H23.4.20～H24.6.22解除 全域 H23.6.6～: 秋元湖、楢原湖及び小野川湖並びにこれらの湖に流入する河川、長瀬川(隴川との合流点から上流の部分に限る。))及び福島県内の阿武隈川(支流を含む。) |
| | ヤマメ(養殖を除く。) | H23.6.17～: 真野川(支流を含む。) H24.3.29～: 新田川(支流を含む。)) H24.3.29～: 太田川(支流を含む。)) H24.4.5～: 隴川(支流に限る。) |
| | ウグイ | H24.4.24～: 猪苗代湖、猪苗代湖に流入する河川(支流を含む。ただし隴川を除く。))及び日備川のうち東京電力株式会社金川発電所より上流(支流を含む。)) H24.6.7～: 福島県内の久慈川(支流を含む。)) H23.6.17～: 真野川(支流を含む。)) H23.6.27～: 阿武隈川のうち楯夫ダムの下流(支流を含む。)) H24.3.29～: 秋元湖、楢原湖及び小野川湖並びにこれらの湖に流入する河川、長瀬川(隴川との合流点から上流部分に限る。)) H24.4.24～: 猪苗代湖、猪苗代湖に流入する河川(支流を含む。ただし隴川及びその支流を除く。))及び日備川のうち東京電力株式会社金川発電所より上流(支流を含む。)) H24.5.24～: 福島県内の只見川のうち流ガムの上流(支流を含む。ただし、只見ダムの上流を除く。)) H24.5.31～: 阿武隈川のうち楯夫ダムの上流(支流を含む。)) |
| | ウナギ | H24.8.2～: 福島県内の阿武隈川(支流を含む。)) |
| | アユ(養殖を除く。) | H23.8.27～: 阿武隈川のうち楯夫ダムの下流(支流を含む。)、真野川(支流を含む。)、新田川(支流を含む。)) H24.4.5～: 阿武隈川(支流を含む。)) |
| | イワナ(養殖を除く。) | H24.4.12～: 隴川(支流に限る。)) H24.4.24～: 秋元湖、小野川湖及び楢原湖並びにこれらの湖に流入する河川(支流を含む。)、只見川のうち本名ダム上流(支流を含む。)、長瀬川(隴川との合流点から上流の部分に限る。))並びに日備川のうち東京電力株式会社金川発電所の下流(支流を含む。ただし、東山ダムの上流を除く。)) H24.5.31～: 磐岩川(支流を含む。)) |
| | コイ(養殖を除く。) | H24.4.27～: 秋元湖、小野川湖及び楢原湖並びにこれらの湖に流入する河川(支流を含む。)、阿賀川のうち大川ダムの下流(支流を含む。ただし、東京電力株式会社金川発電所の上流及び片門ダムの上流を除く。))並びに長瀬川(隴川との合流点から上流の部分に限る。)) H24.5.10～: 福島県内の阿武隈川のうち楯夫ダムの下流(支流を含む。)) |
| | フナ(養殖を除く。) | H24.4.27～: 秋元湖、小野川湖及び楢原湖並びにこれらの湖に流入する河川(支流を含む。)、阿賀川のうち大川ダムの下流(支流を含む。ただし、東京電力株式会社金川発電所の上流及び片門ダムの上流を除く。))、長瀬川(隴川との合流点から上流の部分に限る。))並びに真野川(支流を含む。)) H24.5.10～: 福島県内の阿武隈川のうち楯夫ダムの下流(支流を含む。)) |
| | アイナメ | |
| | アカガレイ | |
| | アカシタビラメ | |
| | イカナゴ(稚魚を除く。) | |
| | イシガレイ | |
| | ウスミハル | |
| | ウスタナゴ | |
| エノハ/アイナメ | | |
| キヌメハル | | |
| クロウシ/シタ | | |
| クロソイ | | |
| クロダイ | | |
| ケムシカジカ | | |
| コモシカスベ | | |
| サクラマス | | |
| サブリウ | | |
| シロメハル | | |
| ストウダラ | | |
| ススキ | | |
| ニベ | | |
| ヌマガレイ | | |
| ハバガレイ | | |
| ヒガンフグ | | |
| ヒラメ | | |
| ホウボウ | | |
| ホシガレイ | | |
| マアナゴ | | |
| マガレイ | | |
| マコガレイ | | |
| マコチ | | |
| マダラ | | |
| ムシガレイ | | |
| ムラソイ | | |
| メイトガレイ | | |
| ヒノシカイ | | |
| キタムラサキウニ | | |
| ナガツカ | | |
| マワサメ | | |
| ホンザメ | | |
| シヨウサイフグ | | |
| | H24.7.12～: (最大高潮時海岸線上宮城福島両県界の正東の線、我が国排他的経済水域の外縁線、最大高潮時海岸線上福島茨城両県界の正東の線及び福島県最大高潮時海岸線で囲まれた海域) H24.7.26～: (最大高潮時海岸線上宮城福島両県界の正東の線、我が国排他的経済水域の外縁線、最大高潮時海岸線上福島茨城両県界の正東の線及び福島県最大高潮時海岸線で囲まれた海域) H24.8.23～: (最大高潮時海岸線上宮城福島両県界の正東の線、我が国排他的経済水域の外縁線、最大高潮時海岸線上福島茨城両県界の正東の線及び福島県最大高潮時海岸線で囲まれた海域) | |
| 肉 | 牛肉 | H23.7.19～ 全域 (県の定める出荷・検査方針に基づき管理される牛は出荷制限の対象から除く。) |
| | イノシシの肉 | H23.11.9～: 相馬市、南相馬市、広野町、楢葉町、高岡町、大熊町、双葉町、湯江町、新地町、川内村、葛尾村 H23.11.25～: 福島市、二本松市、伊達市、本宮市、桑折町、園見町、川俣町、大玉村 H23.12.2～: 郡山市、須賀川市、田村市、白河市、いわき市、鏡石町、石川町、湯川町、古殿町、三春町、小野町、矢吹町、楢倉町、矢野町、楢町、天栄村、玉川村、平 |
| | クマの肉 | H23.12.2～: 福島市、二本松市、伊達市、本宮市、郡山市、須賀川市、田村市、白河市、桑折町、園見町、川俣町、三春町、小野町、鏡石町、石川町、湯川町、古殿町、矢吹町、楢倉町、矢野町、楢町、大玉村、天栄村、玉川村、平田村、西郷村、泉崎村、中島村、殿川村 |
| | | H24.7.27～: 会津若松市、喜多方市、西会津町、磐梯町、猪苗代町、会津坂下町、柳津町、三島町、金山町、会津美里町、下郷町、只見町、南会津町、北塩原村、湯川村、昭和村、種枝崎村 |

※ の箇所は、出荷制限の対象

| | | 出荷制限 | | | |
|------|-------------------------------|---|---|---|-----|
| | | 青森県 | 岩手県 | 宮城県 | 山形県 |
| 原乳 | ホウレンソウ | — | — | — | — |
| | 非結核性菌類類 (ホウレンソウ、 コマツナ等) | — | — | — | — |
| | ハヤシ モリ | — | — | — | — |
| | キノコ類(野生のものに限る。) | — | — | — | — |
| 野菜 | タケノコ | — | H24.5.31～: 一関市、奥州市 | H24.5.11～: 白石市、丸森町 H24.6.28～: 栗原市 | — |
| | 原木シイタケ(露地栽培) | — | H24.4.13～: 陸前高田市、佐田町 H24.4.20～: 大船渡市 H24.4.25～: 一関市、磐石市、奥州市、平泉町、大槌町 H24.5.7～: 花巻市、北上市、遠野市、金ヶ崎町、山田町 H24.5.10～: 盛岡市 | H24.1.16～: 白石市、角田市 H24.3.5～: 丸森町 H24.3.15～: 鹿王町 H24.4.5～: 村田町 H24.4.11～: 気仙沼市、南三陸町 H24.4.12～: 栗原市 H24.4.19～: 石巻市 H24.4.20～: 大崎市 H24.4.25～: 豊津市、東松島市 H24.4.27～: 仙台市、名取市、加美町 H24.5.7～: 川崎町、大泊町、萱谷町 H24.5.9～: 色麻町 H24.5.10～: センダイ町 H24.5.18～: 大蔵村 | — |
| | 原木シイタケ(施設栽培) | — | — | — | — |
| | 原木クリタケ(露地栽培) | — | — | — | — |
| | 原木ナメコ(露地栽培) | — | — | — | — |
| | くさそてつ(こごみ) | — | — | H24.4.27～: 大崎市、栗原市 H24.5.2～: 加美町 H24.5.9～: 気仙沼市 | — |
| | こしあぶら | — | H24.5.10～: 奥州市、花巻市 H24.5.14～: 盛岡市 H24.5.15～: 豊津市 H24.5.18～: 佐田町 | H24.5.7～: 豊津市、栗原市 H24.5.9～: 大崎市、南三陸町 H24.5.11～: 気仙沼市、セツ川町 | — |
| | さんしょう(野生のものに限る。) | — | — | — | — |
| | せり(野生のものに限る。) | — | H24.5.30～: 一関市、奥州市 | — | — |
| | ぜんまい | — | H24.5.16～: 一関市、奥州市 H24.5.18～: 佐田町 | H24.5.11～: 気仙沼市、丸森町 H24.5.17～: 大崎市 | — |
| | たらのめ(野生のものに限る。) | — | — | — | — |
| | わらび(野生のものに限る。) | — | H24.5.16～: 奥州市、陸前高田市 | — | — |
| 水産物 | インガレイ | — | — | — | — |
| | クロダイ | — | — | H24.6.28～: 宮城県石巻市金華山頂上から正東の線、我が国排他的経済水域の外縁線、最大高潮時海岸線上宮城県福島県界の正東の線、宮城県最大高潮時海岸線及び宮城県石巻市金華山頂上から正西に引いた同市牡鹿半島最大高潮時海岸線に至る線で囲まれた海域 | — |
| | スズキ | — | — | H24.4.12～: 宮城県石巻市金華山頂上から正東の線、我が国排他的経済水域の外縁線、最大高潮時海岸線上宮城県福島県界の正東の線、宮城県最大高潮時海岸線及び宮城県石巻市金華山頂上から正西に引いた同市牡鹿半島最大高潮時海岸線に至る線で囲まれた海域 | — |
| | シロメバル | — | — | — | — |
| | ニベ | — | — | — | — |
| | ヒラメ | — | — | H24.5.30～: 宮城県石巻市金華山頂上から正東の線、我が国排他的経済水域の外縁線、最大高潮時海岸線上宮城県福島県界の正東の線、宮城県最大高潮時海岸線及び宮城県石巻市金華山頂上から正西に引いた同市牡鹿半島最大高潮時海岸線に至る線で囲まれた海域 | — |
| | マダラ | H24.8.27～: 青森県東通村沢屋崎灯台と北海道釧路市直山灯台とを結ぶ線、両線の中心点の正東の線、北海道えりも町渡瀬灯台の正東の線、最大高潮時海岸線上宮城県岩手県界の正東の線及び青森県最大高潮時海岸線で囲まれた海域 | H24.5.2～: 最大高潮時海岸線上岩手宮城県界の正東の線、我が国排他的経済水域の外縁線、最大高潮時海岸線上宮城県福島県界の正東の線及び宮城県最大高潮時海岸線で囲まれた海域 | H24.5.2～: 最大高潮時海岸線上岩手宮城県界の正東の線、我が国排他的経済水域の外縁線、最大高潮時海岸線上宮城県福島県界の正東の線及び宮城県最大高潮時海岸線で囲まれた海域 | — |
| | ヒガング | — | — | H24.5.8～: 宮城県石巻市金華山頂上から正東の線、我が国排他的経済水域の外縁線、最大高潮時海岸線上宮城県福島県界の正東の線、宮城県最大高潮時海岸線及び宮城県石巻市金華山頂上から正西に引いた同市牡鹿半島最大高潮時海岸線に至る線で囲まれた海域 | — |
| | コモンカスベ | — | — | — | — |
| | アメリカナマズ(養殖を除く。) | — | — | — | — |
| ギンブナ | — | — | — | — | |
| ウナギ | — | — | — | — | |

原子力災害対策特別措置法に基づく食品に関する出荷制限の指示の実績(福島県以外の地域):2012年9月12日現在

| | | 出荷制限 | | | |
|-----|-------------|------|---|--|---------------|
| | | 青森県 | 岩手県 | 宮城県 | 山形県 |
| 水産物 | ヤマメ(養殖を除く。) | — | — | H24.4.20～: 宮城県内の阿武隈川(支流を含む。ただし、セキ窪ダムの上流を除く。) | — |
| | イワナ(養殖を除く。) | — | H24.5.8～: 磐井川(支流を含む。)及び砂鉄川(支流を含む。) | H24.5.14～: 大倉川の大倉ダムより上流(支流を含む。)及び名取川の秋保大滝の上流(支流を含む。) H24.5.24～: 三道川のうち栗駒ダムの上流(支流を含む。)及び仙川(支流を含む。ただし、瀧川及びその支流並びに瀧川4号堰の上流を除く。) H24.5.28～: 江合川のうち福子ダムの上流(支流を含む。)及び二道川のうち栗駒沢ダムの上流(支流を含む。) H24.6.22～: 一迫川のうち花山ダムの上流(支流を含む。)及び碓氷川のうち藤原ダムの上流(支流を含む。) | — |
| | ウグイ | — | H24.5.11～: 岩手県内の大川(支流を含む。)及び同県内の北上川のうち四十四田ダムの下流(支流を含む。ただし、石巻橋ダムの上流、石巻ダムの上流、入道ダムの上流、御所ダムの上流、外山ダムの上流、田原ダムの上流、棚取ダムの上流、豊沢ダムの上流及び早稲輪ダムの上流を除く。) H24.6.12～: 気仙川(支流を含む。) | H24.4.20～: 宮城県内の阿武隈川(支流を含む。ただし、セキ窪ダムの上流を除く。) H24.5.16～: 宮城県内の大川(支流を含む。) H24.5.28～: 宮城県内の北上川(支流を含む。) | — |
| 肉 | 牛の肉 | — | H23.8.1～: 全域 H23.8.25一部解除 (県の定める出荷・検査方針に基づき管理される牛を除く。) | H23.7.28～: 全域 H23.8.19一部解除 (県の定める出荷・検査方針に基づき管理される牛を除く。) | — |
| | イノシシの肉 | — | — | H24.5.22～: 角田市、丸森町、山元町 | — |
| | クマの肉 | — | — | H24.8.25～: 全域(上野地帯を除く。) | — |
| | シカの肉 | — | H24.9.10～: 全域 H24.7.28～: 全域 | H24.8.25～: 全域 | H24.9.10～: 全域 |
| その他 | 茶 | — | — | — | — |

※ [網点パターン] の箇所は出荷制限の対象

原子力災害対策特別措置法に基づく食品に関する出荷制限の指示の実績(福島県以外の地域):2012年9月12日現在

| | 出荷制限 | | | | |
|--------------------------------------|--|---|--------------------|--|------|
| | 茨城県 | 栃木県 | 群馬県 | 千葉県 | 神奈川県 |
| 原乳 | H23.3.23~4.10解除: 全県 | | | | |
| 非経路性農産物類 (ホウレンソウ、カキナ、シコンキク、コマツナ等) | H23.3.21~4.17解除: 全県 H23.3.21~6.11解除: 全県(下記の地域を除く) H23.3.21~4.17解除: 全県 | H23.3.21~4.21解除: 那須塩原市、塩谷町 H23.3.21~4.27解除: 全県 H23.3.21~4.14解除: 全県 | H23.3.21~4.8解除: 全県 | H23.4.4~4.22解除: 旭市、香取市、多古町 | |
| パセリ | H23.3.23~4.17解除: 全県 | | | H23.4.4~4.22解除: 旭市 | |
| セルリー | | | | H23.4.4~4.22解除: 旭市 | |
| キノコ類(野生のものに限る。) | | H24.8.2~: 日光市、真岡市、那須塩原市、益子町、那須川町 H24.8.7~: 高崎市 H24.8.8~: 矢板市 H24.8.15~: 茂原市 H24.8.28~: 大田原市 | | | |
| タケノコ | H24.4.8~: 潮来市、小倉玉市、つくばみらい市、石岡市、那珂崎市、取手市、守谷市、茨城町、鹿嶋市 H24.4.18~: ひたちなか市、鹿嶋市、真潮村 H24.4.28~: 北茨城市、大洗町 | H24.5.1~: 那須塩原市、那須町 H24.5.7~: 日光市、大田原市 H24.8.13~: 矢板市 | | H24.4.5~: 市原市、大塚原市 H24.4.6~: 磯子市、栗町 H24.4.11~: 船橋市、白井市、八千代市 H24.4.12~: 船橋市 H24.4.18~: 芝山町 H23.10.11~: 夷隅市、夷隅市 | |
| 原木シイタケ(露地栽培) | H23.10.14~: 土浦市、行方市、鉾田市、小倉玉市 H23.11.10~: 茨城町、阿見町 H24.4.8~: 常陸大宮市、守谷市、つくばみらい市 H24.4.13~: ひたちなか市、那珂市 | H24.2.15~: 那須塩原市、矢板市 H24.4.10~: 宇都宮市、さくら市、芳賀町、塩谷町、高橋沢町、那須町 H24.4.11~: 大田原市、日光市、益子町 H24.4.12~: 足利市、鹿沼市、真岡市、那須烏山市、上三川町、茂木町、那須川町 H24.4.13~: 栃木市、壬生町 | | H23.11.18~: 茨城市 H23.12.22~: 佐倉市 H24.2.23~: 印西市 H24.4.10~: 白井市 H24.4.18~: 千葉市、八千代市 H24.5.16~: 山梨市 | |
| 原木シイタケ(施設栽培) | H23.10.14~: 土浦市、鉾田市 H23.11.10~: 茨城町 | H24.2.15~: 那須塩原市、矢板市 H24.4.10~: 芳賀町、那須町 H24.4.12~: 大田原市 H24.5.28~: さくら市 H24.8.4~: 鹿沼市 H24.8.28~: 壬生町 H23.11.7~: 鹿沼市、矢板市 H23.11.8~: 大田原市、那須塩原市 | | H24.5.16~: 山梨市 | |
| 原木クリタケ(露地栽培) | | H23.11.14~: 足利市、鹿沼市、真岡市、那須烏山市、上三川町、茂木町、那須川町、芳賀町、高橋沢町 H23.11.14~: 那須塩原市、日光市 | | | |
| 原木ナメコ(露地栽培) | | H24.5.1~: 大田原市、那須町(野生のものに限る。) H24.5.2~: 那須塩原市(野生のものに限る。) | | | |
| くさそて(ごみ) | | | | | |
| こしあぶら | H24.5.2~: 日立市、常陸大宮市(野生のものに限る。) H24.5.10~: 常陸大宮市(野生のものに限る。) | H24.5.1~: 大田原市、那須町、茂木町(野生のものに限る。) H24.5.2~: 宇都宮市、那須烏山市(野生のものに限る。) H24.5.7~: 鹿沼市、日光市、矢板市、那須塩原市、塩谷町(野生のものに限る。) H24.5.15~: さくら市(野生のものに限る。) H24.5.1~: 宇都宮市、日光市 H24.5.14~: 那須塩原市 H24.5.18~: 大田原市 | | | |
| さんしょう(野生のものに限る。) | | | | | |
| せり(野生のものに限る。) | | H24.5.7~: 日光市、那須町(野生のものに限る。) | | | |
| ぜんまい | | | | | |
| たらのめ(野生のものに限る。) | | H24.4.27~: 大田原市、矢板市 H24.5.1~: 那須町 H24.5.2~: 市貝町 | | | |
| わらび(野生のものに限る。) | | H24.5.17~: 大田原市、鹿沼市 | | | |
| イシガレイ | H24.7.5~: 最大高潮時海岸線上福島茨城両県界の正東の線、我が国排他的経済水域の外縁線、最大高潮時海岸線上茨城千葉県両県界の正東の線及び茨城県最大高潮時海岸線で囲まれた海域 | | | | |
| クロダイ | | | | | |
| スズキ | H24.4.17~: 最大高潮時海岸線上福島茨城両県界の正東の線、我が国排他的経済水域の外縁線、最大高潮時海岸線上茨城千葉県両県界の正東の線及び茨城県最大高潮時海岸線で囲まれた海域 | | | | |
| シロメバル | H24.4.18~: 最大高潮時海岸線上福島茨城両県界の正東の線、我が国排他的経済水域の外縁線、最大高潮時海岸線上茨城千葉県両県界の正東の線及び茨城県最大高潮時海岸線で囲まれた海域 | | | | |
| ニベ | H24.4.17~: 最大高潮時海岸線上福島茨城両県界の正東の線、我が国排他的経済水域の外縁線、最大高潮時海岸線上茨城千葉県両県界の正東の線及び茨城県最大高潮時海岸線で囲まれた海域 | | | | |
| ヒラメ | H24.4.17~: 最大高潮時海岸線上福島茨城両県界の正東の線、我が国排他的経済水域の外縁線、最大高潮時海岸線上茨城千葉県両県界の正東の線及び茨城県最大高潮時海岸線で囲まれた海域 H24.4.17~H24.8.30解除: 北緯36度38分の線、我が国排他的経済水域の外縁線、最大高潮時海岸線上茨城千葉県両県界の正東の線及び茨城県の最大高潮時海岸線で囲まれた水域 | | | | |
| マダラ | | | | | |
| ヒガングワ | | | | | |
| コモンカスベ | H24.8.1~: 最大高潮時海岸線上福島茨城両県界の正東の線、我が国排他的経済水域の外縁線、最大高潮時海岸線上茨城千葉県両県界の正東の線及び茨城県最大高潮時海岸線で囲まれた海域 | | | | |
| アメリカナマス(養殖を除く。) | H24.4.17~: 鹿ヶ浦、北浦及び外浜渡津並びにこれらの湖沼に流入する河川並びに常陸利根川 | | | | |
| キンブナ | H24.4.17~: 鹿ヶ浦、北浦及び外浜渡津並びにこれらの湖沼に流入する河川並びに常陸利根川 | | | H24.7.10~: 手賀沼及び手賀沼に流入する河川(茨城を含む。)、野井川(茨城を含む。) | |
| ウナギ | H24.5.7~: 最大高潮時海岸線上福島茨城両県界の正東の線、我が国排他的経済水域の外縁線、最大高潮時海岸線上茨城千葉県両県界の正東の線及び茨城県最大高潮時海岸線で囲まれた海域 | | | | |

原子力災害対策特別措置法に基づく食品に関する出荷制限の指示の実績(福島県以外の地域):2012年9月12日現在

| | | 出荷制限 | | | | |
|-----|-------------|--|--|--|-----------------------------------|-------------------------|
| | | 茨城県 | 栃木県 | 群馬県 | 千葉県 | 神奈川県 |
| 水産物 | ヤマメ(養殖を除く。) | — | H24.8.10～: 栃木県内の渡良瀬川のうち日光市足尾町内の区間(支流を含む。ただし、渡良瀬川との合流点から下流の部分に限る。) H24.9.10～: 永野川(支流を含む。) | H24.4.27～: 吾妻川のうち岩島橋から東京電力株式会社佐久野発電所吾妻川取水施設までの区間(支流を含む。)、薄根川(支流を含む。)、小中川(支流を含む。)、及び碓氷川(支流を含む。) | — | — |
| | イワナ(養殖を除く。) | — | H24.8.20～: 栃木県内の渡良瀬川のうち日光市足尾町内の区間(支流を含む。) | H24.4.8～: 吾妻川のうち岩島橋から東京電力株式会社佐久野発電所吾妻川取水施設までの区間(支流を含む。)、薄根川(支流を含む。)、及び碓氷川のうち川田橋の上流(支流を含む。) | — | — |
| | ウグイ | — | H24.5.7～: 大井川(支流を含む。ただし、荒井川及びその支流を除く。)、武落川(支流を含む。)、及び栃木県内の那珂川のうち成瀬川との合流点の上流(支流を含む。ただし、塩原ダムの上流及びその支流を除く。)(養殖を除く。) H24.5.30～: 荒井川(支流を含む。)(養殖を除く。) | — | — | — |
| 肉 | 牛肉 | — | H23.8.2～: 全県(県の定める出荷・検査方針に基づき管理される牛を除く。) H23.8.25～: 一部解除 | — | — | — |
| | イノシシの肉 | H23.12.2～: 全県(県の定める出荷・検査方針に基づき管理されるイノシシの肉を除く。) H23.12.21～: 一部解除 | H23.12.2～: 全県(県の定める出荷・検査方針に基づき管理されるイノシシの肉を除く。) H23.12.5～: 一部解除 | — | — | — |
| | クマの肉 | — | — | H24.9.10～: 全県 | — | — |
| その他 | シカの肉 | — | H23.12.2～: 全県 | — | — | — |
| | 茶 | H23.8.2～: 以下の地域以外 | H23.8.2～: 鹿沼市、大田原市 | H23.6.30～: 茨城県 | H23.8.2～: 成田市 | H23.8.2～: 湯河原町 |
| | | H23.6.2～10.18解除 除: 古河市、常総市、坂東市、八千代町、鹿沼市 | H23.7.8～H24.6.1解除 除: 栃木市 | H23.6.30～H24.5.28解除 除: 相生市 | H23.6.2～9.7解除 大田原市 | H23.6.2～8.29解除 南足柄市 |
| | | H23.6.2～H24.4.5解除 除: 大子町 | — | — | H23.7.4～H24.5.21解除 除: 勝浦市 | H23.6.23～9.12解除 松田町、山北町 |
| | | H23.6.2～H24.5.23解除 除: 常陸太田市、常陸大宮市 | — | — | H23.6.2～H24.5.25解除 除: 八街市 | H23.6.2～10.14解除 妻川町、清川村 |
| | | H23.6.2～H24.5.30解除 除: 石岡市、那珂市、城里町 | — | — | H23.6.2～H24.5.26解除 除: 野田市、富里市、山武市 | H23.6.23～10.26解除 相模原市 |
| | | H23.6.2～H24.6.5解除 除: 鉢田市 | — | — | — | H23.6.27～10.26解除 中井町 |
| | | H23.6.2～H24.7.24解除 除: 水戸市 | — | — | — | H23.6.2～11.1解除 小田原市 |
| | | H23.6.2～H24.8.20解除 除: 高萩市 | — | — | — | — |
| | | H23.6.2～H24.9.12解除 除: 日立市 | — | — | — | H23.6.2～11.10解除 真鶴町 |

※ 〇の箇所は出荷制限の対象

原子力災害対策特別措置法に基づく食品に関する摂取制限の指示の実績：平成24年9月12日現在

| 福島県 | | 摂取制限 |
|---|--|--|
| 非結球性葉菜類(ホウレンソウ、コマツナ等) | H23.3.23～ 下記の地域以外 | |
| | H23.3.23～5.4解除：白河市、いわき市、矢吹町、棚倉町、矢祭町、塙町、西郷村、泉崎村、中島村、鮫川村 | |
| | H23.3.23～5.11解除：会津若松市、喜多方市、西会津町、磐梯町、猪苗代町、会津坂下町、柳津町、三島町、金山町、会津美里町、下郷町、只見町、南会津町、北塩原村、湯川村、昭和村、檜枝岐村 | |
| | H23.3.23～5.25解除：新地町、相馬市、南相馬市(東京電力株式会社福島第一原子力発電所から半径20キロメートル圏内の区域並びに原町区高倉字助常、原町区高倉字吹屋峠、原町区高倉字七曲、原町区高倉字森、原町区高倉字枯木森、原町区馬場字五台山、原町区馬場字横川、原町区馬場字葉師岳、原町区片倉字行津及び原町区大原字和田城の区域を除く。) | |
| | H23.3.23～6.1解除：郡山市、須賀川市、田村市(東京電力株式会社福島第一原子力発電所から半径20キロメートル圏内の区域を除く。)、鏡石町、石川町、浅川町、古殿町、三春町、小野町、天栄村、玉川村、平田村 | |
| | H23.3.23～6.23解除：福島市、二本松市、伊達市、本宮市、桑折町、国見町、川俣町(山木屋の区域を除く。)、大玉村 | |
| H23.3.23～11.4解除：広野町、川内村(東京電力株式会社福島第一原子力発電所から半径20キロメートル圏内の区域を除く。) | | |
| 結球性葉菜類(キャベツ等) | H23.3.23～ 下記の地域以外 | |
| | H23.3.23～4.27解除：会津若松市、喜多方市、西会津町、磐梯町、猪苗代町、会津坂下町、柳津町、三島町、金山町、会津美里町、下郷町、只見町、南会津町、北塩原村、湯川村、昭和村、檜枝岐村 | |
| | H23.3.23～5.4解除：郡山市、須賀川市、田村市(東京電力株式会社福島第一原子力発電所から半径20キロメートル圏内の区域を除く。)、いわき市、鏡石町、石川町、浅川町、古殿町、三春町、小野町、天栄村、玉川村、平田村 | |
| | H23.3.23～5.11解除：福島市、二本松市、伊達市、本宮市、桑折町、国見町、川俣町(山木屋の区域を除く。)、大玉村、白河市、矢吹町、棚倉町、矢祭町、塙町、西郷村、泉崎村、中島村、鮫川村 | |
| | H23.3.23～5.25解除：新地町、相馬市、南相馬市(東京電力株式会社福島第一原子力発電所から半径20キロメートル圏内の区域並びに原町区高倉字助常、原町区高倉字吹屋峠、原町区高倉字七曲、原町区高倉字森、原町区高倉字枯木森、原町区馬場字五台山、原町区馬場字横川、原町区馬場字葉師岳、原町区片倉字行津及び原町区大原字和田城の区域を除く。) | |
| H23.3.23～10.28解除：広野町、川内村(東京電力株式会社福島第一原子力発電所から半径20キロメートル圏内の区域を除く。) | | |
| アブラナ科の花蕾類(ブロッコリー、カリフラワー等) | H23.3.23～ 下記の地域以外 | |
| | H23.3.23～4.27解除：白河市、矢吹町、棚倉町、矢祭町、塙町、西郷村、泉崎村、中島村、鮫川村 | |
| | H23.3.23～5.4解除：いわき市 | |
| | H23.3.23～5.11解除：郡山市、須賀川市、田村市(東京電力株式会社福島第一原子力発電所から半径20キロメートル圏内の区域を除く。)、鏡石町、石川町、浅川町、古殿町、三春町、小野町、天栄村、玉川村、平田村 | |
| | H23.3.23～5.18解除：会津若松市、磐梯町、猪苗代町、喜多方市、北塩原村、西会津町、会津美里町、会津坂下町、湯川村、柳津町、三島町、金山町、昭和村、南会津町、下郷町、檜枝岐村、只見町 | |
| | H23.3.23～6.15解除：新地町、相馬市、南相馬市(東京電力株式会社福島第一原子力発電所から半径20キロメートル圏内の区域並びに原町区高倉字助常、原町区高倉字吹屋峠、原町区高倉字七曲、原町区高倉字森、原町区高倉字枯木森、原町区馬場字五台山、原町区馬場字横川、原町区馬場字葉師岳、原町区片倉字行津及び原町区大原字和田城の区域を除く。)、福島市、二本松市、伊達市、本宮市、桑折町、国見町、川俣町(山木屋の区域を除く。))及び大玉村 | |
| H23.3.23～10.28解除：広野町、川内村(東京電力株式会社福島第一原子力発電所から半径20キロメートル圏内の区域を除く。) | | |
| 原木しいたけ(露地) | H23.4.13～： 飯館村 | |
| キノコ類(野生のものに限る。) | H23.9.6～： 棚倉町(※菌根菌に属する野生キノコに限る) | |
| | H23.9.15～： いわき市、棚倉町 | |
| | H23.9.20～： 南相馬市 | |
| 水産物 | イカナゴの稚魚 | H23.4.20～ 全域 |
| | ヤマメ(養殖を除く。) | H24.6.22解除： 新田川(支流を含む。) |
| 肉 | イノシシの肉 | H23.11.9～： 相馬市、南相馬市、広野町、猪苗代町、富岡町、大熊町、双葉町、浪江町、新地町、川内村、葛尾村、飯館村 |
| | | H23.11.25～： 福島市、二本松市、伊達市、本宮市、桑折町、国見町、川俣町、大玉村 |

※ [] の箇所は摂取制限の対象